



「保稅業務規則」提出期限は9月30日です!!

保稅ニュースnet 26-1にてお知らせしていますが、9月30日までに貨物管理規定（CP）を見直し、「保稅業務規則」として、管轄する税関官署に対し、書面又はNACCS汎用申請にてご提出ください。

また、今回の改正により新規許可及び許可期間更新申請を行う場合に、「保稅業務規則」を定めることが許可要件加えられましたのでご注意ください。

既に税関に提出している社内管理規定について、事業者側においてその内容を改めて確認いただき、保稅業務規則に規定すべき事項が網羅されていれば、その社内管理規定をそのまま保稅業務規則として使用することができます。提出済みの社内管理規定を保稅業務規則として使用することを希望する場合には、保稅ポータル内にあります様式「社内管理規定を保稅業務規則として使用する旨の申出（<https://www.customs.go.jp/hozei/shiryo/7format.xlsx>）」

に必要事項を入力の上、書面、電子メール又はNACCS汎用申請にて管轄する税関官署にご提出ください。



【本紙のお問い合わせ先】

函館税関 監視部 保稅地域監督官部門

住所 〒040-8561 函館市海岸町24番4号 函館港湾合同庁舎2階

☎ 0138-40-4276 Fax 0138-40-4269

密輸防止及び税関業務にご協力を!

税関は不正薬物や事犯、渡貨物などのテロ関連物資等の密輸防止に取り組んでいます。



保稅ポータル⇒

※本紙掲載内容の無断転載はご遠慮ください。